

### 3 訪問看護

#### 【人員基準】

職種	項目	基準内容	
		訪問看護ステーション	病院・診療所
管理者 (第61条)	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師又は看護師 やむを得ない場合を除く</li> <li>・適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者</li> <li>・医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条の訪問指導に従事した経験があること</li> </ul> 保健師助産師看護師法第14条第3項の規定による業務の停止命令を受け、停止期間が終了後2年を経過していない者は不可。	規定なし
	勤務形態	常勤かつ原則として専従	
	兼務の可否	管理業務に支障がない場合、他の職務又は同一敷地・隣接地内にある他の事業所の職務を兼務することは可能。 ただし、兼務している管理業務が過剰と判断される場合や、併設している入所施設での看護業務・管理業務を兼務している場合等は管理業務に支障を来すと考えられる。	
看護職員 (第60条)	資格	保健師、看護師、准看護師 派遣労働者は不可	同左
	員数	常勤換算方法で2.5以上	適当数
	勤務形態	1人以上常勤	規定なし
理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士 (第60条)	員数	適当数(配置なしでも可)	規定なし

#### 【設備基準】

設備等	基準内容	
	訪問看護ステーション	病院・診療所
事務室又は 専用の区画	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要があるが、訪問看護事業を行うための区画が明確に特定されている場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 事務室又は区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保すること。	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設ける必要があるが、業務に支障がないときは、区画が明確に特定されていれは足りる。
設備・備品	訪問看護の提供に必要な設備、備品等を確保する必要があるが、運営に支障がない場合は、他の事業の設備及び備品等を使用することができる。 特に、感染症予防に必要な設備等に配慮すること。	訪問看護に必要な設備、備品等を確保する必要があるが、当該医療機関における診療用のものを使用可。

【介護報酬】

(1)基本報酬

基本報酬	単位	算定要件
訪問看護費	訪問看護ステーション	(1) 285 (1) 所要時間20分未満の訪問看護を行った場合。
		(2) 425 (2) 所要時間30分未満の訪問看護を行った場合。
		(3) 830 (3) 所要時間30分以上1時間未満の訪問看護を行った場合。
		(4) 1,198 (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った場合。
	病院又は診療所	(1) 230 (1) 所要時間20分未満の訪問看護を行った場合。
		(2) 343 (2) 所要時間30分未満の訪問看護を行った場合。
		(3) 550 (3) 所要時間30分以上1時間未満の訪問看護を行った場合。
		(4) 845 (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った場合。
留意事項	<p>准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位の100分の90に相当する単位数を算定。</p> <p>理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合に、所要時間30分未満425単位、30分以上1時間未満830単位を算定。</p> <p>夜間（午後6時～午後10時まで）又は早朝（午前6時～午前8時まで）に指定訪問看護を行った場合は、所定単位の100分の25に相当する単位数を加算、深夜（午後10時～午前6時まで）に指定訪問看護を行った場合は、所定単位の100分の50に相当する単位数を加算。</p> <p>末期の悪性腫瘍その他の厚生労働大臣が定める疾病等（告示23号第三号）の患者については、医療保険の対象となるものであり、訪問看護費を算定しない。</p> <p>准看護師の訪問について、准看護師が訪問する予定であったところ、事業所側の事情により准看護師以外が訪問した場合も、所定単位数の100分の90で算定。</p> <p>理学療養士等の訪問について、訪問看護計画において、理学療法士等（理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士）の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定は不適切。</p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問看護費は算定しない。</p>	

(2)施設区分

加算等届出事項	算定区分	算定要件
施設等の区分	1. 訪問看護ステーション	新規に申請を行い、指定を受けることが必要。
	2. 病院又は診療所	保険医療機関の指定を受けている場合、みなし指定となる。
留意事項		

(3) 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算

加算等届出事項	算定区分	算定要件
2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算	加算届出不要	厚生労働大臣が定める基準(告示23号第四号)のいずれかに適合し、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行った場合に、1回につき所要時間30分未満の場合は254単位、所要時間30分以上の場合は402単位を加算。 利用者や家族の同意を得ている場合であって、 ・身体的な理由により1人による訪問看護は困難な場合。 ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ・それらに準ずると認められる場合。
留意事項	訪問介護と違い、2人で同時に訪問しても2人分の算定は不可である。	

(4) 長時間訪問看護への加算

加算等届出事項	算定区分	算定要件
長時間訪問看護への加算	加算届出不要	厚生労働大臣が定める状態(告示23号第五号)の特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の通算した所要時間が1時間30分以上となる場合に、1回につき300単位を算定。
留意事項	看護師又は准看護師が行う場合であっても、同じ単位数を算定。	

(5) 特別地域加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
特別地域加算	1. なし	訪問看護事業所の住所が、別紙「青森県における特別地域加算の対象となる地域一覧」の地域に所在しない場合
	2. あり	訪問看護事業所の住所が、別紙地域に所在する場合
留意事項	事業所の住所が特別地域加算算定地域にある場合は必ず加算を算定することが原則。 ただし、利用者住所が特別地域加算算定地域外に所在する等、特別な事情がある場合には、利用者負担の軽減を図るために、当該利用者について特別地域加算を意識的に請求しないことも可能。 出張所を有する場合は、本体事業所と出張所の住所それぞれにおいて、特別地域加算の算定地域であるかを確認すること。 区分支給限度管理の対象外となる費用。 所定単位数の15%加算としているが、この所定単位数には、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算は含まれない。	

(6) 中山間地域等における小規模事業所加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等における小規模事業所加算	1. 非該当 (地域) (規模)	訪問看護事業所の住所が、特別地域加算の対象となる地域に所在する場合、又は小規模事業所でない場合。
	2. 該当 (地域) (規模)	次のいずれにも該当する場合は1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を算定。 ・訪問看護事業所の住所が、中山間等の地域に所在する場合。 ・小規模事業所である場合。

留意事項	<p>青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。ただし、当該加算は特別地域加算を算定している場合は算定できない。</p> <p>小規模事業所とは、前年度（3月除く）又は、前年度の実績が6月未満の場合は直近の3月における、1月当たりの延訪問回数が100回以下の事業所（予防訪問看護は1月当たり訪問回数が5回以下）。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる。</p> <p>所定単位数の10%加算としているが、この所定単位数には、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算は含まれない。</p>
------	---

### (7) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	加算届出不要	中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を算定。
留意事項		<p>青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。</p> <p>通常の事業の実施地域とは、当該事業所において定めている運営規程の実施地域。</p> <p>当該加算と(3) 中山間地域等における小規模事業所加算は、それぞれ加算要件を満たしている場合に、重複して算定可能。</p> <p>当該加算を算定する場合は、通常の実施地域を超えた場合に徴収することができる交通費の支払いを受けることはできない。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる。</p> <p>所定単位数の5%加算としているが、この所定単位数には、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算は含まれない。</p>

### (8) 緊急時訪問看護加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分		
緊急時訪問看護加算	訪問看護ステーション 【届出必須】	1. なし	緊急時訪問を行わない場合
		2. あり	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制（告示25号第四号）に対して24時間連絡体制にあって、緊急時訪問を必要に応じて行う場合。
	病院、診療所	1. なし	緊急時訪問を行わない場合。
		2. あり	緊急時訪問を必要に応じて行う場合。
留意事項	<p>訪問看護ステーションの場合は、県への届出がなければ算定できない加算であり、病院・診療所の場合は、県への届出が加算の算定要件ではないものの、情報提供の観点から県へ届出すること。</p> <p>訪問看護ステーションの緊急時訪問看護加算は、県が届出を受理した日から算定（通常の届出ルールとは異なる）。</p> <p>当加算は当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算する。なお、当加算を介護保険で請求した場合は、医療保険では24時間連絡体制加算を請求しないこと。</p> <p>実際に緊急時訪問を行った場合は、居宅サービス計画を変更の上、所要時間に応じた所定単位数を算定。ただし、早朝・夜間・深夜加算は算定不可。（同一者への1月以内</p>		

	<p>の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜加算は算定可)</p> <p>当加算は1人の利用者に対し1か所の事業所に限り算定可能となるため、複数の事業所が訪問看護を提供している場合は、利用者や居宅介護支援事業所から他の事業所で算定していないか確認することが必要。</p>
--	--

### (9) 特別管理加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
特別管理加算	1. 対応不可	指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に、計画的な管理を行う体制にない場合。
	2. 対応可	指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に、計画的な管理を行う体制にある場合。
留意事項	<p>特別な管理を必要とする利用者とは厚生労働大臣が定める状態（告示23号第五号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。</li> <li>気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態（流動食を経鼻的に注入している者も可）。</li> <li>人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。</li> <li>真皮を越える褥瘡状態。</li> </ul> <p>県への届出が加算の算定要件ではないが、情報提供の観点から県へ届出すること。</p> <p>当加算は当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算する。なお、当加算を介護保険で請求した場合は、医療保険では重症者管理加算を請求しないこと。</p> <p>当加算は1人の利用者に対し1か所の事業所に限り算定可能。なお、複数の事業所が訪問看護を提供している場合、その分配は事業所相互の合議に委ねられる（1か所の事業所が加算を請求した後に、事業所間で協議の上、各事業所の特別管理に係る業務の比重に応じて当該請求に係る収入を按分）。</p>	

### (10) ターミナルケア加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
ターミナルケア加算	1. なし	厚生労働大臣が定める基準に適合していない場合。
	2. あり	<p>厚生労働大臣が定める基準(告示25号第五号)のいずれにも適合し、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡がとれる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。</li> <li>主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。</li> <li>ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</li> </ul>

留意事項	<p>ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定する。</p> <p>当加算は1人の利用者に対し1か所の事業所に限り算定可能。</p> <p>訪問看護でのターミナルケア実施中に、死亡診断のため医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認された場合等について、算定可能。</p> <p>ターミナルケアの提供に当たっては、終末期の身体症状の変化とこれに対する看護等についての記録が必要。</p> <p>急性憎悪等による医療保険の訪問看護を利用していた期間内における取扱いは、ターミナル療養費として医療保険で算定する。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる費用。</p>
------	--

### (11) サービス提供体制加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
サービス提供体制加算	1. なし	厚生労働大臣が定める基準に適合していない場合。
	2. あり	<p>厚生労働大臣が定める基準にいずれも適合する場合に算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての従事者に対して、研修計画に従い研修の実施(予定含む)。</li> <li>・留意事項の情報伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催。</li> <li>・すべての従事者に対して、健康診断等を定期的実施。</li> <li>・看護職員の総数のうち3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。</li> </ul>
留意事項		<p>会議の定期的な開催とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>健康診断等の定期的な実施とは、少なくとも1年以内ごとに1回実施する必要がある。</p> <p>看護職員の割合については、常勤換算方法(介護予防サービスを一体的に実施している場合には一体的に計算する)により、前年度(4月～2月まで)の平均で算出する。</p> <p>なお、前年度の実績が6月に満たない事業所(新規指定を受けた事業所又は再開した事業所)については、届出月の前3ヶ月の平均で算出する。</p> <p>介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者。</p>

## 3 - 2 介護予防訪問看護

### 【人員基準】・・・「3 訪問看護」の基準に同じ

指定訪問看護の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護と指定訪問看護の事業が同一の事業所にて一体的に運営されている場合については、指定訪問看護の人員基準を満たしているものとみなされる。

### 【設備基準】・・・「3 訪問看護」の基準に同じ。

### 【介護報酬】・・・「3 訪問看護」の基準に同じ

ただし、ターミナルケア加算は算定不可